

新型コロナウイルス感染症

～ 緊急事態宣言（3回目）の発令について～

政府は、東京都を含む4都府県に対して、本日から5月11日までを期間とする緊急事態宣言を23日、発令しました。

都内では、従来のものより感染力が2倍近く強く、さらに重症化のスピードも速いとされている「変異株」が急速に拡大し始めています。「変異株」拡大により保育園や高齢者施設でのクラスターの発生も報じられ、このままでは感染者数の爆発的な増加が危惧されており、医療資源の脆弱な三宅島での感染拡大は、何としても防がなくてはなりません。

そこで、三宅村においても改めて、住民の皆さまに以下の点についてお願いいたします。

対策本部も引き続き関係機関と連携し、総力を挙げて取り組んでまいります。三宅島で感染を抑えられるかどうかは、私たち村民ひとり一人の行動にかかっています。

村民の皆さまには、長い間、大変なご不便をおかけしておりますが、引き続きご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

三宅島の平和と安全を私たち全員の手で守りましょう！

1 外出自粛等のお願い

【住民の皆さまへ】

日中も含めた不要不急の外出自粛、特に20時以降の不要不急の外出自粛に加え、島外への移動、特に変異株により感染が拡大している大都市圏との往来につきましてもこれまで以上の自粛をお願いします。

【来島される皆さまへ】

不要不急の来島の自粛をお願いします。なお、不要不急以外で来島される場合は、三宅島観光協会が定めた「ガイドライン」の遵守をお願いします。

2 公共施設の臨時休館について

全ての村公共施設（学校施設も含む）について、臨時休館とします。

※ただし、火葬場の通夜等については従来どおり22時までとします。

【期間】 令和3年4月25日(日)～令和3年5月11日(火)

3 事業者等の皆さまへの休業及び営業時間短縮のお願い

【酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店】

酒類及びカラオケ設備を提供する飲食店の皆さまには、休業にご協力をお願いします。

【上記以外の飲食店】

上記以外の飲食店の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

【飲食店以外の皆さま】

飲食店以外の皆さまも5時から20時までの営業時間の短縮にご協力をお願いします。

▶事業者の皆さまには感染防止対策の徹底をお願いします。

4 そのほか

* 村内の小中学校及び高校、保育園は感染防止対策を徹底したうえで、通常に継続します。

* 村内の介護保険事業所は、感染防止対策を徹底したうえで事業を継続します。

* 島内での陽性患者発生状況等により、対策が変更となる場合もあります。その場合は、改めてお知らせいたします。

三宅村新型コロナウイルス感染症対策本部 TEL04994-5-0981

令和3年4月25日現在